

平成30年6月15日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 増 田 和 俊	副 市 長 高 岡 雅 樹
副 市 長 瀬 崎 智 之	政 策 部 長 中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small> 落 田 正 弘	財 務 部 長 部 谷 義 登
地 域 振 興 部 長 瀧 奥 恵	市 民 部 長 稲 倉 孝 士
福 祉 保 健 部 長 森 本 純	子 育 て ・ 女 性 支 援 部 長 松 長 真 由 美
市 民 病 院 部 長 池 本 敏 範	産 業 環 境 部 長 日 野 宗 昭
建 設 部 長 坂 本 高 宏	<small>併農委員会事務局</small> 水 道 局 長 勝 山 修
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 長 田 瑞 昭
君 田 支 所 長 小 田 邦 子	布 野 支 所 長 中 宗 久 之
作 木 支 所 長 中 原 み どり	吉 舎 支 所 長 安 井 正 則
三 良 坂 支 所 長 古 野 英 文	三 和 支 所 長 行 政 豊 彦
甲 奴 支 所 長 牧 原 英 敏	監 査 事 務 局 長 中 原 真 一

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 新 田 泉
議 事 係 長 水 本 公 則	政 務 調 査 係 長 石 田 和 也
政 務 調 査 主 任 清 水 大 志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（13日間）
第 2		議長の特別委員辞任について
第 3		特別委員の選任について
第 4	報告第7号 報告第8号 報告第9号	繰越明許費繰越計算書について（平成29年度三次市一般会計予算） 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度三次市下水道事業特別会計予算） 事故繰越し繰越計算書について（平成29年度三次市一般会計予算）
第 5	報告第10号 報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（和解することについて）
第 6	議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案） 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） 三次市税条例等の一部を改正する条例（案） 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
第 7	議案第73号	損害賠償の額を定めることについて
第 8	議案第72号	平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

平成30年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年6月15日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	38
第 2		議長の特別委員辞任について	38
第 3		特別委員の選任について	39
第 4	報 7	繰越明許費繰越計算書について（平成29年度三次市一般会計予算）	39
	報 8	繰越明許費繰越計算書について（平成29年度三次市下水道事業特別会計予算）	39
	報 9	事故繰越し繰越計算書について（平成29年度三次市一般会計予算）	39
第 5	報 10	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	45
	報 11	専決処分の報告について（和解することについて）	45
第 6	議 63	三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）	46
	議 64	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	46
	議 65	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）	46
	議 66	三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）	46
	議 67	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	46
	議 68	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	46
	議 69	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	46
	議 70	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	46
議 71	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	46	
第 7	議 73	損害賠償の額を定めることについて	52
第 8	議 72	平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）	55


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から平成30年6月定例会を行いますので、よろしく願いいたします。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員数は23名であります。

これより平成30年6月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び重信議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

この際、御報告いたします。昨日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしました。受理いたしました法人は次のとおりです。一般社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社、公益財団法人奥田元宋・小由女美術館、一般社団法人地域包括支援センターみよし。以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

ここで、増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年6月市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、私の方から2点につきまして行政報告をさせていただきます。

第1点は、三次まるごと博物館事業についてであります。

本件は、これまでに報告をさせていただいた内容と重複する部分がございますが、今定例会に関連議案を提出いたしておりますので、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

さて、日本・スペイン外交関係樹立150周年を記念した三次市所蔵妖怪資料によりますスペイン展覧会が7月17日から9月23日まで開催されます。展覧会開催に当たり、主催者でありますスペインの王立サン・フェルナンド美術アカデミー及び独立行政法人国際交流基金から、三次市長並びに三次市議会議長に対して記念行事への招へいがありましたので、7月13日から18日の日程でスペイン訪問を予定させていただいております。今回の展覧会を通じて、三次まるごと博物館事業を始め、本市の魅力を国内外へ発信してまいりたいと考えております。

また、6月6日に、学校法人女子美術大学との地域活性化に係る事業連携を締結いたしました。この連携に基づき、妖怪を生かした文化・観光まちづくりなど、地域活性化と人材育成等

の取組を進めてまいります。

次に、第2点として、平成29年の総観光客数を集計した結果、約341万人となりました。これは、過去最高でありました平成28年の339万人からさらに約2万人の増加となっております。

この要因といたしましては、中国やまなみ街道の全線開通や、戦略的に整備してまいりました各スポーツ・文化・販売・遊具施設などの集積によります拠点性と利便性がこの結果に結びついたものと考えております。

今年度も、4月8日の三次さくら祭、5月29日のプロ野球公式戦を皮切りに、鶺鴒、三次きんさい祭、みよし市民納涼花火まつりといった三次を代表するイベントが続きます。そのほか、7月20日、21日に全国忠臣蔵サミット、8月24日、25日には全国川サミットといった、全国各地の自治体が参加する行事を開催いたします。さらには、8月21日から2020年東京オリンピックに係るメキシコ陸上競技選手団の事前合宿が始まり、10月14日にはドリームベースボールが予定されるなど、例年にないイベントが予定されています。

これらの行事・イベントを通じて、全国各地からお越しの多くの方々に本市の魅力を感じていただき、住み続けたい、住んでみたいと実感できる誇れるまちの実現に向けて、施策のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上、定例会開会に当たりまして、行政報告をさせていただきました。

今定例会におきましては、報告5件、議案11件を提案させていただいております。議員の皆さんにおかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

この際、議事の進行上、副議長と交代し、退場いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔議長交代〕

〔議長 小田伸次君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の特別委員辞任について

○副議長（助木達夫君） 日程第2、議長の特別委員辞任についてを議題といたします。

地域公共交通調査特別委員会の副委員長である小田議長から、議長の職務を行う都合上、特別委員を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(助木達夫君) 御異議なしと認めます。

よって、小田議長の特別委員辞任を許可することに決定をいたしました。

議長と交代をいたします。

[議長 小田伸次君 着席]

[議長交代]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 特別委員の選任について

○議長(小田伸次君) 日程第3、特別委員の選任についてを議題といたします。

地域公共交通調査特別委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定により、亀井議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました亀井議員を地域公共交通調査特別委員に選任することに決定いたしました。

本特別委員会の副委員長互選につきましては、本会議終了後、開催されます委員会において互選されますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について(平成29年度三次市一般会計予算)

#### 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について(平成29年度三次市下水道事業特別会計予算)

#### 報告第9号 事故繰越し繰越計算書について(平成29年度三次市一般会計予算)

○議長(小田伸次君) 日程第4、報告第7号及び報告第8号繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第7号から報告第9号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年6月市議会定例会、平成29年9月市議会定例会、平成29年第1回三次市議会臨時会、平成29年12月市議会定例会及び平成30年3月市議会定例会において御可決いただきました平成29年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、弁護士委託事業ほか35件、合わ

せて18億7,089万5,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年3月市議会定例会において御可決いただきました平成29年度三次市下水道事業特別会計予算の繰越明許費について、産業廃棄物処分事業ほか1件、合わせて2億8,809万6,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第9号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、三次地区拠点整備事業について、平成28年度から平成29年度に繰り越した事業費部分の完了が本年2月の大雪等による天候不良の影響によりまして困難となり、財源である市債を翌年度以降継続して借り入れる必要があるため、2,308万5,000円を地方自治法第220条第3項のただし書きによる事故繰越しの制度によりやむを得ず平成30年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

以上、報告3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） 報告第9号の三次地区拠点整備事業の報告につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

今御説明があったように、このたび事故繰越しということで報告をされました。この事故繰越しというのは、これまで三次市ではなかったことではないかというふうに記憶しておりますし、少なくとも私が議員になってこの16年間というのはそういった議案というのは出てきたことがないということで、確認も含めて、ちょっとここで質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

この案件につきましては、昨年の6月定例議会におきまして繰り越しの手続がされました。そして、この1年間工事をされてきたわけですけれども、先ほどの説明では、天候不良等によるものでなかなか年度内の完了ができないということでございましたけれども、工期が1年間延長されているわけですから、それだけの要因で果たして本当に年度内完了ができなかったのかということが疑問でございます。その点について、天候不良以外の要因があるのではないかというふうに感じるわけですけれども、この点について確認をさせていただきたい。そのほかの要因がありましたら、ここで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、この事故繰越しというのがどういう制度なのかということをお自身もちょっと調べさせていただきました。そしたら、歳出予算の経費のうち、年度内において支出負担行為を行い、その後の避けがたい事故のため、その年度内において支出が終わらなかった場合には事故繰越しをすることができると。その要件としては2点。1つ目に、年度内に支出負担行為がなされているものであること、2つ目に、避けがたい事故のために年度内に支出を終わら



ないものであることという2点の要件があるわけですが、この要件をクリアしているとは思いますが、その部分の確認をさせていただきたいというふうに思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 事故繰越という制度でありますけれども、議員御指摘のように、合併後、初めてこういった制度を適用させていただくことになりました。この事故繰越といいますのは、普通であれば繰越明許費として補正予算で議決を得た上で繰り越しをするのが一般的であります。ただ、自治法の220条第3項のただし書きにあるんですけれども、先ほど議員おっしゃられたように、避けがたい事故等があった場合は議決を得ずに繰り越すことができるという制度があるわけでございます。

理由としましては、先ほども副市長申しましたように、2月上旬に大雪と異常な低温ということで、2週間程度、基礎工事について鉄筋工ができなかったというか、させなかった。後で支障があつてはいけないということで施工しなかったことが影響して、年度内に完了ができなくなったということになるんですけれども、先ほど、議員、6月に繰り越しの補正をしたというふうに説明されたんですけれども、その6月の分は、29年度の予算を30年度に繰り越して、今現在、予算がある部分になります。今回繰り越しをする部分につきましては、28年度の9月に国の補正がつきまして、1億円程度交付金に当たる部分がもらえるということで更正をさせていただいて、年度内にできないということもあって、途中の補正でありましたので、それを29年度に議決をいただいて繰り越しをしていたものでございます。

2月にこういった事情が発生いたしましたので、補正をすればいいのではないかというふうにお考えだと思うんですけれども、この繰り越した予算は、さらに補正で減額をすとか、さらに30年度に繰り越しをすとか、そういった補正はすることができなくなっております。そういったことで、こういった場合には、要は、その予算につきましては、執行せずに未執行にして不用額にするか、今回のように事故繰越にするか、どちらかということになるわけでありまして。今回、この部分につきましては、事故繰越をせずに、不用額の扱いにしようというふうに考えておりました。後年度にその部分の予算をずらすというふうな形での方法を考えていたんですけれども、交付金につきましては、交付決定を受けていたんですけれども、出来高がないということで交付をいただかなかつたと。不用額になったんですけれども、起債の部分は許可をいただいて、できなかったところを不用額にしようというふうに考えておいて、その手続に入ったんですけれども、財務局とのやりとりの中で、事業がまだ中途でありまして、その中途において、そういった事業ができない、不用額を出すということになると、引き続きの起債の発行が困難になるというふうなことがございました。

どうすればいいかということの中で、方法としては、その部分を事故繰越として予算を執行していただかないと、次の起債が充当が、許可というか、借りることができないということもありまして、やむを得ずこういった事故繰越という形をとらせていただいたものでございます。事業は、その28年度の繰り越した予算と29年度を30年度へ繰り越した全体の予算で今契約をし

ております。今回のこの28年度から29年度へ繰り越した部分の事業費に当たる相当の工事について、予定していた部分が予定どおり完了ができずに、雪と低温のせいで年度内に執行ができなかったということでございます。御理解をいただきたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) この事業につきましては、全体の事業、先ほど言いましたように、2カ年にわたる予算を使って、さらなる繰越明許費と合わせて、全体の事業を11月末の工期として発注をして、雪が降る、こういった状況が出るまでには年度内に執行ができると、事業費相当分については執行ができると考えておりましたし、ただし、こういった雪の不測の事態で工事がおくれたということでありまして、それ以外の事情によってこういったことになったというふうには考えておりません。

(12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡議員。

○12番(福岡誠志君) 今回の専決につきましては、今の御説明では、起債の関係もあって、やむを得ない措置であったというふうなことでありました。しかしながら、やはり繰り越しというのは議会議決の要件でもありますし、やっぱりこういうことが濫用されるということは決して好ましいことではないというふうに思います。したがって、もっとそういうふうなことに、やむを得ないというのはわかるんですけども、そういうふうな処理がされないような努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、その点について、今後こういうことをしないというふうにはここでは言い切れないと思うんですけども、なるべくないように気をつけていただきたいというふうに思います。もし答弁、感想があれば、お願いできればと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 冒頭で申しましたように、これまでも事故繰越というのは、少なくとも合併後にはそういった事故繰越ということを活用したことはございません。今回も、説明しましたように、事故繰越とはせずに、未執行という形で予算の方を対応しようと思っていたわけでありまして、先ほどの起債の継続性の関係でやむを得ず事故繰越という形をとらざるを得なかったということございまして、今後につきましても、事故繰越というものにつきましてはよほどの事情がない限り制度を適用するというふうには考えておりません。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありますか。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 報告第7号と第9号について何点かお伺いいたします。

最初に、第7号の繰越明許費繰越計算書ですが、この中の款6の農林水産業費の項2耕地費、最下段にあります県営広域営農団地農道事業負担金(備北南部広域農道)の繰り越しでございますけれども、この南部広域道路の工事の進捗状況について、現時点でどのようになっているの

か。さらに、完成、完了の予定についてはどのようにお考えかお聞きしたいのと、もう一点、款10の教育費、項5の社会教育費の吉舎町拠点施設整備事業675万円の繰り越しでございますが、この繰り越しの内容とその理由についてお伺いをします。

もう一点は、報告第9号ですけれども、先ほどの質問に関連して少しお伺いしたいと思うんですが、今回の報告第7号で繰越明許で7億3,100万円が起債されておりますけれども、それも含めて、一連の繰り越しについてちょっとさかのぼって調べてみたんですが、まず、平成28年の12月の補正で1億9,300万円の繰り越し、29年3月の繰り越しで1億9,300万円を2億1,300万円に変更。さらに、今回、報告第7号で起債されております平成29年6月の補正の7億3,100万円の繰り越し。さらに、今回、この特別繰越の2,300万円の関係。これは一連が、説明を受けて、イメージとしてはわかるんですが、どういった事業が未執行で繰り越しになって、その経緯、これについて説明をいただきたいんですが、恐らく説明を聞いてもわからんと思いますので、資料提供をぜひお願いしたい。平成28年12月の繰越明許から今日に至る繰越明許の関係と、また、今回のこの特別繰越の関係も含めて、どのような内容かということ資料請求をお願いしたい。それが可能かどうか。

それから、もう一点、平成28年の12月の補正をされたとき、1億9,300万円の補正を繰越明許されてますけれども、このときの説明で工事の完了が平成30年3月ということで説明をいただいております。28年度の繰り越し、29年度への繰り越しですね。したがって、平成29年度末の3月に事業が執行される、完了になるという説明をいただいたんですが、今回のこの特別繰越との関係は直接ないのかもわかりませんが、その間、今回のその特別繰越の、先ほどの説明では低温と大雪の異常気象によって2週間程度おくれたという説明であったんですが、通常の繰越明許も含めて、昨年9月の拠点施設の建築主体工事の入札不落、これの再入札が10月末に行われましたけれども、おおよそ2カ月弱、そこにブランクが出ていたわけですね。このことが、先ほどの低温とか大雪とかいう気象状況よりももっと工事の進捗に影響しとると私は思うんです。このことによって、安全祈願祭が12月15日に行われて、実質の工事は年明けからということになりましたけれども、その辺の考え方。先ほどは、同僚議員の質問に対しては、あくまでも異常気象しかないということでお答えになりましたが、むしろ入札不落の影響の方が大きかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 備北南部道路の進捗状況でございます。

第1期、三次ワイナリーの交差点から下板木の春木までの第1期分を事業費のベースで申し上げますと、率にして第1期分97.2%でございます。下志和地町の春木から三和町の下板木までの第2期分、これにつきましては、事業費ベースで率にして21.3%でございます。全体でいきますと59.9%。これは平成29年度末の状況でございます。

それから、全体の完成予定でございますけれども、1期、2期合わせまして、予定では平成33年度でございますけれども、状況的には期間延長になるのではないかとというふうな見通しが立っ

ておるところでございます。

以上でございます。

(吉舎支所長 安井正則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 安井吉舎支所長。

○吉舎支所長(安井正則君) 吉舎町の拠点施設の繰り越しの関係でございます。

吉舎町の拠点施設につきましては、平成29年の9月のときに補正予算で上程をお願いして、吉舎町の基本計画並びに概略設計ということで9月補正をお願いしたところです。そのうち、今回、繰り越しにつきましては、もともと基本計画等を策定するに当たりまして、吉舎町の住民の方からも、自分たちも参画をしながら、ぜひその計画のところをつくり上げていきたいというようなところの中で、業者の選定に当たりまして、プロポーザルという方式の中で業者の選定を行い、なおかつ、またワークショップということで、広く町民の皆さん方の意見を聞きたいという、そういった手法の中で事業を進めてまいりました。そういったところの中で、3月末までの当初予定にしておりましたけども、そういった5回のワークショップ等の開催、意見聴取のところ、実際の概略設計に係る部分について少し時間がとれないということで、3月の時点で8月までの繰り越しをお願いしたところでございます。

今回、半分の部分については、そういったワークショップ等の開催等に係る意見聴取、そういった部分での事業執行をしておる分につきまして業者の方へお支払いをし、残りの部分について、事業完了、業務完了後にお支払いをさせていただくということでございます。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村政策部長。

○政策部長(中村好宏君) 三次地区拠点施設の繰り越しに関する御質問でございますけれども、まず、28年度から29年度への繰り越しに係る関係でございますけれども、建築工事につきましては先ほど財務部長の方から御答弁をさせていただきましたとおりでございますけれども、その他の電気・機械工事につきましては、不落等の影響もあり、28年度予算の執行に伴う29年度の出来高については、一部、当初の見込みよりはおくれておりますけれども、事業費につきましては、30年度予算の一部を再掲する形で整理をいたしまして、当初の工期に間に合うように今鋭意工事の方を進めているところでございます。

また、資料の方につきましては、どのような資料が整理できるかにつきまして検討の上、対応をさせていただきたいと思っております。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 拠点施設につきましては、不調等によりまして、入札が予定よりも2カ月程度おくれたということはあるんですけれども、設計をして、工程表もつくった中で、さらに予算の関係もでございます。この予算といいますのは、国からの交付金もありますので、28年度から29年度に繰り越した部分については、出来高が交付金に該当する部分について執行可能かどうか、そういったことも考えて工程表を発注しております。ということで、2カ月おく

れたということはありますけれども、契約をした時点では、工程表等を見た中で、何とか28年度から29年度に繰り越した交付金に相当する部分については出来高が確保できるものというふうに契約時点では考えております。

ただし、今回、先ほどから申し上げておりますように、2月の異常気象によってそのことができなくなったということで、起債については事故繰越にさせていただいたということがございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 言われることはわかるんですが、平成28年度から29年度に最初に繰り越したとき、工事の完成が平成30年3月を予定していますということは、29年度の末ですよ。1年後に工事が完成するという、初めから極めてタイトなスケジュールであったと理解せざるを得ないわけですね。そこにもって、約2カ月弱のブランクが入札不落によって生まれたわけですから、当然おしりの方はさらにきつくなるということになってくるわけなので、確かに異常低温と大雪、これは否定しません。確かにそうであったと。ただし、もし2カ月弱のブランクがなかったら、起工式ももっと早くできて、工事は着々といったはずで、ある程度の余裕を持ってできたんじゃないかと思うので、それがその影響が全くなかったという考え方についてはなかなか納得ができないと思います。何か見解があればお願いします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) この28年度から29年度に繰り越しを平成28年の12月に国の補正と同時に、さらに、3月に当初分も含めて2億1,300万円を繰り越しをしたわけでありましてけれども、その当時はまだもののけミュージアムということは構想の中になかったというふうに記憶しております。それが、繰り越した後に、29年度にかけてそういったものが設計変更等があって、多少、事業費もちょっと大きくなったというようなことがあった中で、当初想定していた30年の3月というのが、そういったミュージアムをすることになった時点で今回の11月に延長された。その上で設計変更して、ミュージアムの設計ができた上で入札をしていったということですので、間にそういった事情があったということでもありますし、繰り返しになりますけれども、契約をした時点では、工程表等を確認する中で、29年度へ繰り越した事業費分については実績が求められるというふうに判断をしたものでございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第10号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第11号 専決処分の報告について(和解することについて)

○議長（小田伸次君） 日程第5、報告第10号及び報告第11号の専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第10号及び報告第11号の報告2件について御説明申し上げます。

最初に、報告第10号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年1月25日に、三次市三和町下板木10637番1地先、主要地方道三次三和線で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第11号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年（ネ）第12号貸金請求控訴事件につきまして、広島高等裁判所から提示された和解条項に基づき相手方と和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）

議案第64号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第65号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）

議案第66号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

議案第67号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第68号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第69号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第70号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第6、議案第63号から議案第71号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第63号から議案第71号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第63号三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次地区の歴史、文化、芸術等を生かして、本市の観光・交流人口の拡大、観光消費額の増加を図るとともに、三次地区の歴史、伝統及び文化に学び、継承する取組を通じて、郷土への誇りの醸成と交流による創造的な活動の活性化を図るため、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、名称、位置、事業内容、管理方法等に関する規定を定めようとするものであります。

次に、議案第64号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、補償基礎額の扶養親族に係る加算額の改正に伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、扶養親族加算額のうち、配偶者の金額を433円から217円に、この金額を217円から333円に改定しようとするものであります。

次に、議案第65号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例である三次市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、個人市民税では基礎控除の見直し、法人市民税では大法人の電子申告の義務化、たばこ税ではたばこ税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し、固定資産税では生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援に係る特例措置を創設するほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第66号三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第67号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、吉舎川之内コミュニティ集会所、辻ハ組コミュニティ集会所及び辻チノ上組コミュ

ニティ集会所の3施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市吉舎川之内コミュニティ集会所、三次市辻ハ組コミュニティ集会所及び三次市辻チノ上組コミュニティ集会所の3施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第68号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、雲通地区老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市雲通地区老人集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第69号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三玉上組集会所及び大忠地区多目的集会施設の2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三玉上組集会所及び大忠地区多目的集会施設の2施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第70号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、代替保育の提供に係る連携施設の拡大、食事の提供に係る現行の経過措置の延長及び外部搬入の要件の緩和を図ろうとするものであります。

最後に、議案第71号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び教諭となる資格を有する者についての規定の明確化を図ろうとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑をお願いいたします。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求めらるる）



○議長（小田伸次君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 議案第63号と67、68号についてお聞きします。

最初に、第63号で3点ほど伺います。第5条に「博物館に、館長その他必要な職員を置く」とありますけれども、館長以外の職員、そのスタッフの内訳についてお伺いしたいのと、その館長を含むスタッフの人件費の見込み額について伺います。

次に、指定管理の関係、7条関連にも載っておりますけれども、指定管理者の指定、今回、この設置管理条例が決まりますと、指定管理者の指定ということにつながりますけれども、交流館の指定管理者について、公募か非公募か、その考え方についてお伺いしたいと思います。それから、妖怪博物館については、今までの説明どおり直営ということで考えておりますが、それでいいののかもあわせてお答えください。

最後に、最後のページの別表第2の関係です。飲食提供施設、月額30万2,000円と記載してございますけれども、この飲食提供者については、既にその業者が決定したのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、議案第67号、68号、関連しておりますので、一括してお聞きしたいと思います。67号から68号にかけて、4施設が行政財産から普通財産へ変更になるということの提案でございますが、普通財産になった後の取り扱いについて、どのような処置をされるのかお伺いしたいと思います。

（政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村政策部長。

○政策部長（中村好宏君） 議案第63号に係る御質問でございますけれども、まず、第5条の博物館の職員等についてでございますけれども、こちらにつきましては、今後、必要な人員等については検討していくとしてございまして、現在では、具体的な人件費等については今の段階ではお示しをすることができません。

また、指定管理の関係でございますけれども、交流館の指定管理につきましては、基本的にはみよし観光まちづくり機構を予定しておりますけれども、非公募で選任する予定となっておりますが、今後、改めて整理の上、御説明等をさせていただきたいと思っております。博物館につきましては、御指摘のとおり、直営と予定をしております。

また、別表2の飲食に係る事業者の方でございますけれども、審査会の方を開催いたしまして、先般、応募者の方を特定して、ホームページ等にも公表させていただいているところでございます。

（地域振興部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 瀧奥地域振興部長。

○地域振興部長（瀧奥 恵君） 地域集会所を譲渡した後でございますが、当然のことながら、地域で管理をいただくわけでございますけれども、修繕等が発生した場合は、集会所整備等の修繕に対する補助も持っておりますので、予算の範囲はございますけれども、そういう申請をさせていただいて、修繕等は御支援をするという制度を。すいません。普通財産に移行した後は地元へ

の譲渡ということになってまいります。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) 議案第68号の老人集会施設の件でございますが、こちらも、今の地域集会所と同じく、今回、普通財産に御可決いただいた後に地元の方へ譲渡させていただく予定でございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 博物館の必要なスタッフについていまだ決まっておらないというのはいかにも取組が遅いとしか受けとめようがないんですが、館長は既にここに記載してありますので、館長1名は当然置かれる。学芸員とか何かも当然いるんでしょうし、事務職員もいるんでしょう。来春オープンということが既に大々的に言われておる中で、いまだスタッフの中身がわからないというのはとても信じられませんが、その件についてどのようにお考えか。

さらに、それに伴う人件費も今の時点でわからないというのはいかかなものかと思えますけども、もう一度そのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、交流館の指定管理について、非公募でということだったんですが、その非公募に対する理由について説明がなかったと思いますが、非公募とされる理由についてお知らせ願いたいと思います。

(政策部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村政策部長。

○政策部長(中村好宏君) 博物館の職員につきましては、現在、事務職を含めた必要な人員について、内部的に業務量や職員全体の配置などを踏まえて検討しているところでございまして、現時点で公表できる段階でないという意味で御答弁をさせていただいたものでございます。

また、指定管理者の選定につきまして、今現在、非公募を基本としていることにつきましては、三次地区文化・観光まちづくり交流館の設置目的でございますけれども、三次地区の歴史、文化、自然を生かしたまちづくりの推進でございまして、その主要な推進主体といたしまして、また、三次地区の文化・観光まちづくりを進める会など、三次地区のまちづくりや関係者との連携や調整を行うために、一般社団法人みよし観光まちづくり機構を設立したものでございますので、基本的には当該法人を指定管理者として今検討を進めているところでございます。

人件費につきましては、先ほど申しましたとおり、博物館の体制等を内部で整理しているところでございますので、それに伴って整理をするようになりますので、その段階で公表等をさせていただくようになろうかと思えます。

(副市長 瀬崎智之君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 瀬崎副市長。

○副市長(瀬崎智之君) 御案内のとおり、博物館につきましては直営でございますので、最終的にメンバーといいましょうか、体制が決定いたしますまではなかなかちょっと算出もできない

ということでありまして、直営でございますので、ほかの施設と同様に、その部分だけどう切り出せるかというふうなところはなかなかあるかというふうには思っております。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありますか。

（24番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○24番（亀井源吉君） 議案第71号についてお伺いいたします。

これは、放課後児童支援員の資格をはっきり名称を決めたというものであろうと思うんですが、まず、県知事が行う研修を修了した者、そして、その中では、教職員免許をはっきり持っている者というのが原則だと思うんですが、3項の10号へ「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認める者」という項がこのたび新たに入っておりますが、この項は、多分、現在行っておる支援員の救済措置でもあると思うんですが、この5年以上へ該当する人はどのぐらいいるのか、また、5年以下の人がいるのかいないのかお伺いをいたします。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松長子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 今現在、放課後児童クラブで勤務しております放課後児童支援員につきましては、この項に該当するという支援員の方はおりません。ほぼ大部分の支援員が何らかの資格を有している職員、または放課後児童クラブ開設当初から既に勤務しているような支援員でございまして、特にこの項を今いる支援員の救済のためにということで設けるものではございません。

ただ、今後、支援員不足というようなことが出てきた場合に、こういったところまでこの項を満たす職員までの雇用というのもあり得るところでございまして。

（24番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 亀井議員。

○24番（亀井源吉君） 救済措置ではないと、原則これからの措置でもあるということですが、これからは支援員が不足した場合に、これで5年以上従事した者が適当であるということであろうと思うんですが、そうすると、例えば市長が適当と認める場合には5年という経験がなくてもできるようにしておいた方が三次市にとっては都合がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松長子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 今現在、支援員の項目で、高等学校卒業後、かつ放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年間従事している者というのがございます。したがって、支援員の資格として、このような資格を基礎資格として、かつ県の実施する研修を受講するというのが原則でございまして、今現在では5年間勤務というところまでで支援員の確保というのはできるのではないかと考えております。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第63号、議案第64号及び議案第67号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第70号及び議案第71号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第69号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第73号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第7、議案第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第73号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第73号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成30年4月21日に、三次市十日市町3757番地地先、市道十日市300号線の路上で発生した木の枝の落下による物損事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調う運びとなりましたので、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） それでは、質疑を願います。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

○10番（保実 治君） この立木で危ない木、そういうもので、市民の方からそういう危ない木があるという情報提供があったのかということと、また、郵便局と色々な提携を結んでおられます。配達のときの情報提供、そういうものがなかったのか。

そして、もう一点は、よく市民の皆さんから、危ないから何とか市の方で処理をしてもらえないかという話がありますが、そうした中、行政の方からは、市道の方へ落ちたものは市道の責任と、立っているものはその持ち主の責任というふうな説明をよくされるんですが、その辺の区別ですね。こういう場合は落下ですから、下に落ちてなかったんでしょから、落下でしょから、その辺の区別の方。この3点ほどお願いします。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

○建設部長（坂本高宏君） 危ない情報があったのかということでございますけれども、これは郵便からの情報等も含めて、そこに現在危ないということは事前にはありませんでした。また、市民からどうかという情報でございますけれども、基本的に立っているものというのが民地側にありますと、基本的には持ち主責任で管理してくださいということをお願いしております。民地の方がどうしても自分では処理し切れないというふうにして市に任せますよとかいうことになりますと、市の方が危ないと判断したものについて、道路管理上支障となると判断した場合、撤去するということがございます。

落下物については、基本的に落下したものが市道にあると、市道の中に残っているということになって、それが道路上支障になるということになったら、直ちに市道側の方が撤去するということになりまして、それが民地側にあるということになると、その財産自体も民地であれば、道路側からは手は出せないという状況でございます。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 保実議員。

○10番（保実 治君） 民地に立っている木が、これは民地だったと思うんですが、民地に立っていたんだと思うんですが、その木の枝が落下してきたんでしょう。その落下物に対してはどのような判断でこういうふうなことになったんですかということを知りたいです。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

○建設部長（坂本高宏君） 民地のものが道路上に落ちてということでございますけれども、民の方からもそれは予測することができないということでありますので、三次市が安全に通行させるという義務がございますので、その責任は三次市が負うということで、今回の賠償案件になったということでございます。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） この73号について私も質疑をさせていただきたいと思いますが、まず、この類いの事故というのは、これまでの通例ですと、専決処分をされるケースがほとんどなんですけれども、今回の事案についてはなぜ議案になったのかということ、その要因を伺いたいのが1点。

それと、もう一つ、ここの路線について、先ほどもあったんですけれども、これまでも事故等があったというか、事故というか、落石とか、いろんなそういう危険信号が出ていた路線でもあるというふうに認識をしているんですけれども、これまでの市の対応と今後の将来的な対策をどういうふうにしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

○建設部長（坂本高宏君） 議案にした理由でございますけれども、30万円を超えるという案件については議案でお願いするというところでございます。

それから、これまでも落石がということがあったわけでございますけれども、これまでの対応としましては、この路線について言えば、道路に異常があった場合、情報収集等を警察、消防、そして国、県、もちろん郵便局に情報提供をいただいた中で対応しているというところでございます。こういう不幸な事故があったわけで、緊急の対応としては、急遽伐採するというので、高さ4メートル50まで、そして、枯れ枝等を緊急に撤去し、注意看板も設置したという状況でございます。

今後の対応ということでございますけれども、全ての市道の樹木等を伐採するということは財政的には厳しいということになりますので、小枝等の落下等を予兆を伺いながら、現地調査、予防という伐採しか対応できないという状況の中で、情報の収集をさらに広く事業者等に収集をできるかどうかということを検討してまいりたいというふうに考えます。

（12番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡議員。

○12番（福岡誠志君） 市民の皆さんから寄せられている情報ですと、あその路線について落石等も確認もされております。それで、過去のここ数年の事例からいうと、その下にすぐ芸備線が通っていますけれども、土砂崩れによって芸備線も不通になったというような事故も発生しております。今回はこういった事故で済みましたが、今後のことを考えますと、やはり何らかの措置をしておかなければ、本当に重大な事故につながりかねないといったような状況にあらうかと思えます。やはりそういったリスクを少しでも軽減させていく、そして、市民の皆さんの安全を担保することというのが行政の大きな責務だろうと思えますけれども、その具体的な対策を今後してほしいということをお願いしたいと思えますが、答弁があればお願いします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 今、福岡議員の御質問は正論でありまして、当然ながら、行政としてそうした面でのいろいろな関係機関の通報を受けるということと同時に、パトロールも進めながら、さらには、危険な箇所においてはそれなりの措置を講じていかなければならないというのは当然のことでありまして、そこらは予算措置も議会の方へも提案させていただきながらやっていくという姿勢はこれからも持ち続けていかなければならないと思っております。

ただ、弁解するつもりはありませんが、路線として3,590という大変な路線を抱えておるとい、それを行政だけで担っていけということについては、行政の責任ある立場としてということに、お答えと対応についての気持ちは当然でございますが、ただ、行政で対応できるということについては、御承知のように困難性があります。したがって、そこはいろんな皆さんの御要望をいただきながら迅速に措置をしていくと。あるいは、場合によっては落石の点検等を含めてこれから努力をしていかなければならないと、このようにお答えを申し上げさせていた

だきたいと思います。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号を産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第72号 平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

○議長（小田伸次君） 日程第8、議案第72号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第72号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第72号平成30年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,924万4,000円を追加し、補正後の総額を358億5,294万4,000円にしようとするものであります。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、三次市生涯学習センター耐震等改修事業について、建築基準法に適合させるための防火設備の改修による工事費など7,100万円を増額。三次地区拠点整備事業について、三次・スペイン外交関係樹立150周年記念事業として、本市所蔵の妖怪資料の展覧会開催に伴う旅費のほか、デザイン開発プロジェクトに係る講師謝礼など300万円を増額。合わせて7,400万円を追加。

農林水産業費は、株式会社広島三次ワイナリーの株式を購入するための出資金524万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

県支出金は、広島県観光コンテンツ開発支援事業補助金70万円を追加。

繰入金は、財政調整基金について754万4,000円を追加。

市債は、生涯学習施設整備事業債7,100万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、三次市生涯学習センター耐震等改修事業について、平成31年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、三次地区拠点施設の三次地区文化・観光まちづくり交流館に係る指定管理料について追加しようとするもの

であります。

第4条地方債の補正につきましては、6ページ記載の第4表のとおり、生涯学習施設整備事業について、限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時14分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月15日

三次市議会議長 小 田 伸 次

三次市議会副議長 助 木 達 夫

会議録署名議員 伊 藤 芳 則

会議録署名議員 重 信 好 範